

3. 変更認定申請・届出

変更認定・変更届出が必要な場合は？

1. 変更認定が必要な場合

○認定法第11条第1項

- ・公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更
- ・公益目的事業の種類又は内容の変更
- ・収益事業等の内容の変更

2. 1.のうち変更認定が必要ではない場合（軽微な変更）

○認定法施行規則第7条

- ・行政庁の変更を要しないもの
- ・事業（公益目的事業又は収益事業等）の内容の変更であって、申請書の記載事項の変更を伴わないもの

※申請書：公益認定時のもの（その後変更認定を受けていればその時のもの）

⇒変更認定は不要だが、変更届出が必要

変更認定・変更届出が必要な場合は？

3. 変更届出が必要な場合

○認定法第13条第1項

- ・ 名称又は代表者の氏名の変更
- ・ 認定法施行規則第7条で定める軽微な変更 ⇒ 2. 参照
- ・ 定款の変更（変更認定及び上記2点に係るものを除く）
- ・ 認定法施行規則第11条第2項で定める事項の変更

○認定法施行規則第11条第2項

- ・ 理事等（代表者以外）又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- ・ 役員報酬等の支給基準（認定法第5条第13号）の変更
- ・ 事業を行う上で必要となる行政機関の許認可等（認定法第6条第4号）に係る変更

申請？ 届出？ 事業を変更したい時

○申請書の記載事項の変更を伴わない場合

- ・ 事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、
- ・ 申請書に参考情報として記載されているにすぎない
事項の変更

の場合には、申請書の記載事項の変更を伴わないものとする。

※そもそも事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更は事業内容の変更に当たらない。

申請？ 届出？ 事業を変更したい時

○事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更

- ・ 事業目的に照らして当該公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合
- ・ チェックポイントの事業区分が変わらず、かつ、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がない場合

など

**判断に迷う場合は行政庁へお早めに（事業に着手する前に）
お問い合わせください！**

変更認定申請・届出の時期

1. 変更認定申請

変更しようとするときは、認定を受けなければならない

⇒変更する前（事業を開始する前）には行政庁の認定を受けていることが必要

2. 変更届出

変更があったときは、遅滞なく届出

⇒変更後に、遅滞なく行政庁へ届け出る必要

タイミングに迷う時は事前に行政庁へ御相談ください！

変更認定申請における注意点

変更認定申請をしていなかったケース

1. 変更認定申請が必要であると知らなかった
2. 変更認定（又は申請）前に事業を開始
（変更認定申請が必要であることは認識）